

(定義)	現行
(定義)	改正案
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二　（略）</p> <p>二十三 上場株式 取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場）をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場）をいう。</p> <p>以下同じ。）又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場）をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p> <p>二十四～三十六　（略）</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポートヤーをいう。</p> <p>イ　（略）</p> <p>（削除）</p> <p>ロ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポートヤーであつて、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポートヤーとして扱われているもの</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二　（略）</p> <p>二十三 上場株式 取引所有価証券市場（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場）をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（証券取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）又は外国有価証券市場（証券取引法第二条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場）をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。</p> <p>二十四～三十六　（略）</p> <p>三十七 金融機関等向けエクスポートヤー　次に掲げるエクスポートヤーをいう。</p> <p>イ　（略）</p> <p>ロ　日本郵政公社（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）に規定する日本郵政公社）をいう。以下同じ。）に対するエクスポートヤー</p> <p>ハ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポートヤーであつて、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポートヤーとして扱われているもの</p>

ハ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポート

二 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポート

ホ 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポート

クスポート

ヘ 第三十五条において金融機関向けエクスポートの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行つてゐる者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

三十八ヶ七十八（略）

（算出の方法等）

第三条 単体自己資本比率は、組合の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則

ニ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）に対するエクスポート

二 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポート

ホ 銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準ずる外国の会社に対するエクスポート

クスポート

ト 第三十五条において金融機関向けエクスポートの取扱いを認められた証券会社及び証券持株会社に対するエクスポート

ヤー

ヘ 第三十五条において金融機関向けエクスポートの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であつて、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行つてゐる者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポート

三十八ヶ七十八（略）

（算出の方法等）

第三条 単体自己資本比率は、組合の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則

に準じて作成することとする。

語様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）に準じて作成することとする。

（基本的項目）

第四条 （略）

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二項に規定するものをいう（第七条第二項において同じ。）。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第九条 （略）

2・3 （略）

4 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第一項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用組合にならうとする組合が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては、当該先進的内部格付手法採用組合は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部

（基本的項目）

第四条 （略）

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二項に規定するものをいう（第七条第二項において同じ。）。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第九条 （略）

2・3 （略）

4 第一項（第一項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」とは、第一条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき内部格付手法（第一項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）の使用を開始した日の直前に用いていた手法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該直前に用いていた手法により算出した額を控除した額をいう。ただし、先進的内部格付手法採用組合にならうとする組合が先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部格付手法を使用していた場合にあっては、当該先進的内部格付手法採用組合は、当該直前に用いていた手法に代えて、先進的内部格付手法の使用を開始する日の直前に基礎的内部

格付手法採用組合としての旧所要自己資本の額の算出に用いていた手法を用いることができる（第十八条第四項において同じ）。

5 (略)

(金融機関向けエクスポートージャー)

第三十四条 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社及び日本郵政公社向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中核政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポートージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第〇〇号）を含

(金融機関向けエクスポートージャー)

第三十五条 証券会社向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十二号）を含む。）の適用を受ける場合

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、金融機関、銀行持株会社及び日本郵政公社に対する円建てのエクスポートージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3 (略)

(証券会社向けエクスポートージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポートージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第〇〇号）を含

む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(カレント・エクスポート方式)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛け目

(略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、

第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第二十四条又は第

に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

(カレント・エクスポート方式)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引(クレジット・デリバティブを除く。)を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目(ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛け目を残存交換回数倍するものとする。)を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛け目を乗じて得た額(以下「グロスのアドオン」という。)

イ (略)

ロ クレジット・デリバティブの掛け目

(略)

(注1) (略)

(注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① (略)

② 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、

銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、

証券持株会社及び証券持株会社のうち第二十四条又は第

三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められる主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信に対する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)  
(略)

(略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)  
第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一～五  
(略)

六 指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件）（平成十九年〇月〇日金融庁告示第〇〇号）第一条第十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七  
(略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条  
(略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一  
(略)

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀

三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められる主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)  
(略)

(略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)  
第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一～五  
(略)

六 指定国の代表的な株価指数（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七  
(略)

(ボラティリティ調整率の適用除外)

第七十六条  
(略)

2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一  
(略)

二 金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀

行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第一条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第二号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五　（略）

六　金融商品取引法第一条第十九項に規定する金融商品取引清算機関

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第一百一十九条　（略）

2　前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第一条第一項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイ

からハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ　バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であること。

行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、日本郵政公社、第三十五条においてリスク・ウェイトが規定されている証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第二号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三〇五　（略）

六　証券取引法第一条第三十一項に規定する証券取引清算機関

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第一百一十九条　（略）

2　前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第一条第一項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイ

からハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イ　バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（証券金融会社の自己資本規制に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であること。

口 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4—2以上の信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる形体の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。)に対応するPDに相当するPDが翻り算出された内部格付が付与されてくる。

#### ハ (略)

##### 四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百二十一條に定めるLGD、第百三十二条に定めるEAD及び第百三十三条に定めるマチュリティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとして、一年を下回るものはできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

#### 一・二一 (略)

##### 三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[ LGD_s \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \\ \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

口 保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、4—2以上の信用リスク区分(金融機関又は証券会社(第二十五条の規定に該当するものに限る))の格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。)に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されてくる。

#### ハ (略)

##### 四九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスボージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百二十一條に定めるLGD、第百三十二条に定めるEAD及び第百三十三条に定めるマチュリティ(M)(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとして、一年を下回るものはできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(KDD)は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(Ko)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(b)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

#### 一・二一 (略)

##### 三 所要自己資本率

$$(K_o) = \left[ LGD_s \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left( \frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \\ \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

EL は、PDo に LGDg を乗じた率。

#### 四・五 (略)

(信用リスク・アセツトのみなし計算)

#### 第二百四十二条 (略)

##### 2・3 (略)

4 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセツトの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

##### 一 (略)

二 保有するエクスボージャーが金融商品取引法第二百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

LGDg は、被保証債権若しくは原債権の債務者の LGD 又は保証人若しくはプロテクション提供者の LGD のうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PDo は、被保証債権又は原債権の債務者の PD

EL は、PDo に LGDg を乗じた率。ただし PDo が百パーセントの場合は第百九十一条第六項に定める ELdefault とする。

#### 四・五 (略)

(信用リスク・アセツトのみなし計算)

#### 第二百四十二条 (略)

##### 2・3 (略)

4 内部格付手法採用組合は、保有するエクスボージャーの信用リスク・アセツトの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスボージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスボージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセツトの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスボージャー」とあるのは「エクスボージャー」と読み替えるものとする。

##### 一 (略)

二 保有するエクスボージャーが証券取引法第二百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 (略)

5・6 (略)

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十日以前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の農業協同組合法第十二条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、平成二十年三月三十日の後に先進的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以後については、これに代えて、新告示第九条第一項及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

2 (略)

三 (略)

5・6 (略)

附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十日以前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合、平成二十年三月三十日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の農業協同組合法第十二条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、平成二十年三月三十日の後に先進的内部格付手法採用組合になる組合に関し、先進的計測手法の使用の開始の日以後については、これに代えて、新告示第九条第一項及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

2 (略)